

再審査に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要について

1 マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症（6/85株）生ワクチン（ノビリス MG 6/85）

（1）主成分

マイコプラズマ・ガリセプチカム 6/85株

（2）対象動物

鶏

（3）用法及び用量

乾燥ワクチンを200 mLの飲用水で溶解した後、噴霧器を用いて6週齢以上の鶏の上方10～15 cmの距離から均等に噴霧（粒子径：20ミクロン以下）する。

（4）効能又は効果

鶏のマイコプラズマ・ガリセプチカム感染に伴う産卵低下の軽減

2 マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症（G210株）生ワクチン（“京都微研”ポールセーバー MG）

（1）主成分

マイコプラズマ・ガリセプチカム G210株

（2）対象動物

鶏

（3）用法及び用量

乾燥ワクチンを添付の溶解溶液で溶解し、1羽分0.03 mLを4週齢以上の鶏に点眼接種する。又は、乾燥ワクチンを添付の溶解溶液で溶解したものを精製水又は飲用水で10～20倍に希釈し、粒子径50 μ mに調整して4週齢以上の鶏に噴霧接種する。

（4）効能又は効果

マイコプラズマ・ガリセプチカム感染に伴う産卵低下の軽減

3 マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチン（MG 生ワクチン（NBI））

（1）主成分

マイコプラズマ・ガリセプチカム ts-11株の培養浮遊液

（2）対象動物

鶏

（3）用法及び用量

37℃以下の微温湯中で素早く融解した後に添付の点眼用器具をつけ、3週齢以上の鶏に、よく攪拌しながら、1羽当たり1滴を点眼で接種する。

使用上の注意：

ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチンとの同時接種は行わない。

（4）効能又は効果

マイコプラズマ・ガリセプチカム感染に伴う産卵低下の軽減

4 トリレオウイルス感染症生ワクチン（ノビリス Reo 1133）

（1）主成分

鶏胚細胞培養弱毒トリレオウイルス P100 株

（2）対象動物

鶏

（3）用法及び用量

小分製品を別売の溶解溶液「ディルエント」で溶解し、1羽当たり0.2 mL を7週齢以上の種鶏の頸部中央部皮下又は胸部筋肉内に注射する。

本ワクチンを注射した後、6～12週目に「ノビリス Reo inac」0.5 mL を1回、頸部中央皮下又は胸部筋肉内に注射する必要がある。

（4）効能又は効果

鶏のトリレオウイルス感染症の予防

5 食品安全委員会への意見聴取事項

薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条の4第1項の規定による上記動物用医薬品の再審査に際しての当該医薬品の食品健康影響評価（食品安全基本法第24条第1項第8号）